

**持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務
公募型企画競争提案説明書**

1 業務名

持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務

2 背景及び目的

さっぽろ雪まつり（以下、「雪まつり」という。）は、世界的にも有名で毎年多くの外国人が来場し、経済効果も莫大なものとなっており、国内のイベントの中でも特に評価が高く成功したイベントと言える。しかし、近年、少雪化や温暖化の傾向が見られ、雪まつりの運営に影響を与えているほか、物価高騰等による経費の増嵩や広告収入の減少などにより、会場管理者の収支の悪化や札幌市の補助金の増加などの課題があり、持続可能で安定的なイベント運営体制を構築する必要がある。また、引き続き国内外の観光客や市民に支持されるためには、会場やコンテンツの魅力を高めていくことが重要である。

本業務は、持続可能で安定的な雪まつりの運営体制の構築に向けて、雪まつりの課題などの各種調査や解決方法の提案、外部委員で構成する検討会議の運営等を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 予算規模（契約限度額）

9,790千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

5 業務内容

本業務は、持続可能で安定的な雪まつりの運営体制の構築に向けて、以下の業務を実施するものとする。

(1) 雪まつり関連団体・事業者や国内外の類似イベントへの各種調査

ア 雪まつり関連団体等への調査

雪まつり及び観光関連団体（札幌観光協会、札幌商工会議所、すすきの観光協会、会場管理者、広告代理店、大雪像制作者等）に対して雪まつりに係る現状の取組や課題認識、今後の対応策等に係る調査を実施し、その内容の取りまとめを行うこと。

イ 観光関連事業者等への調査

観光関連事業者等に対して、雪まつりによる影響や雪まつりに係る現状の取組、課題認識、今後の対応策等に係る調査を実施し、その内容の取りまとめを行うこと。

ウ 国内外の類似イベントの事例調査

ケベック・ウィンター・カーニバルやハルビン冰雪祭り、青森ねぶた祭、仙台七夕まつり、秋田竿燈まつり、京都祇園祭、博多どんたく港まつり、旭川冬まつり、千歳・支笏湖氷濤まつり、層雲峡温泉氷瀑まつりなど国内外の類似イベントについて調査を実施し、その内容の取りまとめを行うこと。

(2) 雪まつりのニーズ等分析

札幌市民以外の日本人及び外国人に対するインターネットアンケートにより雪まつりに来たことがある人やない人のニーズ等を調査し分析する。また、SNSの投稿データを活用した雪まつりのニーズ等を調査し分析する。分析の際には、令和6年度に札幌市市民の声を聞く課で行う予定である市民向けのインターネットアンケートの結果も参考にする。

(3) 市内及び近郊の雪体験コンテンツの調査

市内や近郊にある雪体験コンテンツに係る調査を実施し、その内容の取りまとめを行うこと。

(4) 雪まつりの課題分析

(1)～(3)の調査結果を踏まえて、雪まつりの課題を分析する。

(5) 気候変動等に対応した雪の確保や活用方法の調査

少雪化、温暖化等に対応する雪の確保や活用方法を調査する。

(6) 雪まつりの魅力アップに向けたアイデアの提案

雪まつりをさらに魅力あるものとするために考えられるアイデアを提案する。

(7) 雪まつりの財源確保の方策の調査

企業・団体からの協賛やクラウド型財源調達、受益者負担など、雪まつりの財源確保に向けた具体の方策について調査を実施し、その内容について取りまとめを行うこと。

(8) 雪まつりの運営手法の提案

雪まつりをどのように運営していくべきか手法について提案を行う。

(9) (仮称) 持続可能な雪まつりの実現に向けた検討会議の運営

雪まつり実行委員や関連団体・関連事業者等で構成する(仮称)持続可能な雪まつりの実現に向けた検討会議(以下、「検討会議」という。)について、会議資料作成、会議運営、会議録の作成等を行うこと。検討会議の回数、開催時期は、現時点では8月、10月、12月、2月に各1回、計4回を、委員の人数は10人以内を想定しているが、委員に対する謝礼・交通費の支払いは業務に含めない。また、会場は札幌市役所内会議室を想定しており、会場使用料の支払いも業務に含めない。

なお、会議録は全体を記録したものと、その概要版(A4判1、2枚程度)を作成することとし、会議後1週間以内に電子データ(Microsoft Word形式)で提出すること。

(10) 持続可能な雪まつりの実現に向けたグランドデザインの作成

(1)～(9)を踏まえて、持続可能な雪まつりの実現に向けたグランドデザインを作成する。

6 成果品

下記の成果品を提出すること（詳細は委託者と協議のこと）。

- ・ 報告書 2部
- ・ 電子データ【Microsoft Word形式（文章）及びExcel形式（表、グラフ、図等）】

7 企画提案を求める事項

(1) イベントに関する基本的な認識

雪まつりに類似する大規模イベントや冬季イベントに関する現状や課題について、基本的な認識を示すこと。

(2) 各種調査の詳細

「5 業務内容」の(1)及び(2)の調査について、想定される調査手法、対象、調査内容等を具体的に示すこと。なお、これらを設定した理由についても示すこと。

(3) 魅力アップに向けたアイデア

「5 業務内容」の(6)について、雪まつりをさらに魅力あるものとするために考えられるアイデアを提案すること。

(4) 財源確保の方策

「5 業務内容」の(7)について、雪まつりの財源確保に向けた具体的方策について提案すること。

(5) 業務の執行体制及びスケジュール

本業務を遂行するにあたっての具体的な執行体制及びスケジュールを示すこと。

(6) 過去の業務実績

提案者が過去に実施した類似業務実績を示し、本業務に活かせると考えられる点について示すこと。

(7) 独自提案

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

| | |
|--------------------|--------------------|
| 参加申込書の提出期限 | 令和6年4月22日(月)17時00分 |
| 質問書の提出期限 | 令和6年4月23日(火)17時00分 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月7日(火)12時00分 |
| 一次審査（書類審査） | 令和6年5月9日(木) |
| 二次審査（ヒアリング） | 令和6年5月13日(月) |
| 選定結果通知、契約締結、業務委託開始 | 令和6年5月下旬（予定） |

(2) 提出書類

下記アからウまでの提出書類について、上記(1)に記載の提出期限までに担当課へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）
 - ・正本 1部
 - ・審査用 10部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) その他の留意事項

- ア 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、企画提案書正本には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- キ 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、上記(1)の質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

- ア 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表するなどの方法で周知する。

イ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) 持続可能な雪まつり質問書」とする。

10 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の確認及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき確認を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光地域づくり担当部観光地域づくり担当課 中村・研谷

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

| 評価項目 | 評価内容 | 係数 | 評価点 |
|------------------------|--|----|-----|
| イベントに関する基本的な認識 | ・ 大規模イベントや冬季イベントに関する知見を十分に有しているか。 | 2 | 10 |
| 各種調査の詳細 | ・ 各種調査について、調査手法、対象、調査内容等は、調査目的に沿った妥当なものとなっているか | 4 | 20 |
| 魅力アップに向けたアイデア | ・ 雪まつりの魅力アップに資する内容となっているか ・ 実現可能性があるか | 5 | 25 |
| 財源確保の方策 | ・ 財源確保に資する内容となっているか ・ 実現可能性があるか | 5 | 25 |
| 業務の執行体制、スケジュール、過去の業務実績 | ・ 業務のプロセスが合理的なものとなっており、スケジュールが履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 ・ 過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか ・ 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる適切な執行体制となっており、十分な人員が確保されているか | 2 | 10 |
| 独自提案 | ・ 業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか | 2 | 10 |
| | | 合計 | 100 |

※ 提案事業者が札幌 SDGs 登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務と SDGs との親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。